

## 【報告事項】 中河内地域水防災連絡協議会行政WGの結果

令和8年度 第1回 中河内地域水防災連絡協議会行政WG

日時：令和8年4月22日（水）10：00～12：00

場所：中河内府民センター 4階 大会議室

## （議事概要）

議題

1. 中河内地域水防災連絡協議会規約改正について
  - ・組織改編等による規約の改正内容について説明を行った。
2. 流域治水プロジェクトの更新等について
  - ・寝屋川流域協議会三部会合同会議にて議案として説明予定の「寝屋川ブロック流域治水プロジェクト」の更新内容について説明を行った。本件は、中河内地域水防災連絡協議会の場では、寝屋川流域協議会にて審議された結果について報告することをあわせて説明を行った。
  - ・5年間で実施する具体的な取組みの進捗状況について、令和7年度末時点で取りまとめた資料について説明を行い確認した。
  - ・時期「5年間で実施する具体的な取組み」スケジュールについて説明を行った。
  - ・流域治水の推進について、進め方や推進体制の説明を行った。
3. 各市のR8流域治水プロジェクト推進スケジュール
  - ・各市の令和8年度流域治水プロジェクト推進の取組み内容や目標を共有した。。

報告

1. 各市の防災・減災に関する取組紹介について
2. 水防法及び土砂法に基づく避難確保計画作成・避難訓練実施状況
3. 令和7年度河川施設の点検結果について
4. 令和8年度管内事業予定個所について
5. 令和8年度大阪府水防計画（案）の改定について
6. おおさかタイムライン防災プロジェクト

情報提供

1. 風水害に備えた避難行動支援の実施計画
2. 芥川における特定都市河川指定について
3. 土砂災害について
4. 大阪880万人訓練
5. 大阪防災アプリ
6. 防災気象情報の改善について
7. 5月下旬（予定）より変わるホットライン実施要領の改訂

以上

## 中河内地域水防災連絡協議会規約

(名称)

第1条 本協議会の名称は、中河内地域水防災連絡協議会（以下「協議会」という。）とする。

(目的)

第2条 協議会は、中河内地域において大阪府水防計画や治水施設の状況などの情報を防災・減災関係機関に提供するとともに、水防法第十五条の十で定める水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な連携や協議を行い、また、特定都市河川浸水被害対策法に基づいて設置する寝屋川流域協議会（以下「流域協議会」という。）で検討される流域治水プロジェクトとの取組の共有を図り、洪水、津波、高潮又は土砂災害などに際し、水防等に関する情報伝達を敏速かつ的確に行うことにより、水防活動等の円滑化を図り災害の被害軽減に資することを目的とする。

2 前項の「中河内地域」とは、東大阪市域、八尾市域及び柏原市のうち大和川以北の市域をいい、この協議会で防災・減災対策に取り組む地域とする。

(組織)

第3条 協議会は、「中河内地域」の防災・減災に係る機関をもって組織する。

2 協議会には、防災・減災に関する行政ワーキンググループ（以下「行政WG」という。）を設置するものとする。

3 協議会は、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて各種のWGを新設することができるものとする。

4 協議会及び行政WGには、事務を行うため事務局を置く。

(協議会での連絡協議事項)

第4条 協議会では、「中河内地域」における下記の事項を連絡協議する。

- (1) 防災・減災対策の取組に関すること
- (2) 各市町村間の情報連絡システムの整備
- (3) 各市町村の水防体制、備蓄資器材に関する情報交換
- (4) 水防災をはじめ、各種自然災害に係わる危機管理等に関する情報交換
- (5) 大阪府水防計画、治水施設の状況などの関係機関への周知
- (6) 雨量、水位等の情報伝達
- (7) その他

2 協議会では、前項のうち流域協議会において検討される取組以外の主として避難・水防等に関する対策を連絡協議する。とりまとめた内容は、流域協議会を通して流域治水プロジェクトへ反映する。

(行政WGでの検討事項)

第5条 行政WGは、前条の事項において、以下の各号に定める内容について検討等を行うものとする。

- (1) 洪水の浸水想定等の水害リスク情報の共有に関する事項
- (2) 各機関がそれぞれ又は連携して実施している現状の防災・減災に係る取組状況等に関する事項
- (3) 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑な氾濫水の排水等を実現するために各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項
- (4) 各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項等をまとめた「中河内地域」の取組方針の作成及び共有に関する事項
- (5) その他、大規模な災害に関する防災・減災対策に関して必要な事項

(協議会)

第6条 協議会は、別表1に掲げる者をもって構成する。

- 2 協議会には、会長を置き、会長は大阪府知事をあてる。
- 3 協議会の議長は、会長がこれにあたる。会長に事故ある時は、会長があらかじめ指名する構成員が会議の議長となる。
- 4 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 5 事務局は、第1項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者を協議会の構成員に求めることができる。
- 6 協議会は、構成員の同意を得て、書面により開催することができる。

(行政WG)

第7条 行政WGは、別表2に掲げる者をもって構成する。

- 2 行政WGの議長は、別表2の構成員の内から会長が指名しこれに当たる。
- 3 行政WGの運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 行政WGは、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、防災・減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 5 事務局は、第1項による者のほか、行政WG構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者を行政WGの構成員に求めることができる。

(会議の公開)

第8条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 行政WGは、原則非公開とし、行政WGの結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第9条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

(構成員の任期)

第10条 関係行政機関および関係団体の代表者である構成員の任期は、当該職に在る期間とする。

(事務局)

第11条 事務局は、大阪府八尾土木事務所が行う。

(委任)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は協議会で定めるものとする。

(付則)

平成 3年 5月24日制定

平成30年 2月16日水防法改正に伴う大規模氾濫減災協議会機能付加

令和 4年 3月25日改正

令和 4年 7月22日改正

令和 5年 6月29日改正

令和 6年 5月30日改正

令和 7年 5月27日改正

令和 8年 月 日改正

(別表1)

(自治体)

大阪府知事  
大阪府八尾土木事務所長  
大阪府八尾土木事務所地域防災監  
大阪府寝屋川水系改修工営所長  
大阪府東部流域下水道事務所長  
大阪府中部農と緑の総合事務所長  
大阪府藤井寺保健所長  
東大阪市長  
八尾市長  
柏原市長  
東大阪市消防局長  
八尾市消防長  
大阪南消防局長

(国関係)

淀川河川事務所長  
大和川河川事務所長  
大阪管区気象台長

(水防事務組合)

恩智川水防事務組合 事務局長  
大和川右岸水防事務組合 事務局長

(警察機関)

布施警察署長  
河内警察署長  
枚岡警察署長  
八尾警察署長  
柏原警察署長

(指定公共機関)

西日本旅客鉄道株式会社近畿統括本部阪奈支社長  
近畿日本鉄道株式会社大阪統括部施設部工務課長  
西日本電信電話NTT西日本株式会社関西支店災害対策室長  
関西電力送配電株式会社大阪南本部東大阪配電営業所長  
大阪ガスネットワーク株式会社北東部事業部導管計画チームマネジャー

(別表2)

(水防担当)

大阪管区気象台気象防災部気象防災情報調整官  
大阪府都市整備部事業調整室都市防災課参事  
大阪府都市整備部下水道室事業課長  
大阪府八尾土木事務所地域支援・企画課長  
大阪府寝屋川水系改修工営所建設課長  
大阪府東部流域下水道事務所建設課長  
大阪府中部農と緑の総合事務所地域政策室長  
東大阪市土木部長  
八尾市都市整備部長  
柏原市都市みどり安全部長  
恩智川水防事務組合 事務局長

(治水施設整備担当)

淀川河川事務所総括地域防災調整官  
大和川河川事務所事業対策官  
大阪府都市整備部河川室河川整備課参事  
大阪府八尾土木事務所建設課長  
大阪府寝屋川水系改修工営所建設課長  
東大阪市土木部長  
東大阪市上下水道局下水道部長  
八尾市下水道部長  
柏原市都市みどり安全部長

(危機管理担当)

大阪府政策企画部危機管理室防災企画課参事  
大阪府八尾土木事務所地域防災監  
東大阪市危機管理監  
八尾市危機管理監  
柏原市政策推進部危機管理監

## 規約改正 対照表

現行規約	改正案規約	備考
<p>(付則)  平成 3 年 5 月 2 4 日制定  平成 3 0 年 2 月 1 6 日水防法改正に伴う大規模氾濫  減災協議会機能付加  令和 4 年 3 月 2 5 日改正  令和 4 年 7 月 2 2 日改正  令和 5 年 6 月 2 9 日改正  令和 6 年 5 月 3 0 日改正</p> <p><b>別表 1 (第 6 条関係)</b></p> <p>(指定公共機関)  西日本旅客鉄道株式会社近畿統括本部阪奈支社長  近畿日本鉄道株式会社大阪統括部施設部工務課長  西日本電信電話株式会社関西支店災害対策室長  関西電力送配電株式会社大阪南本部東大阪配電営業所長  大阪ガスネットワーク株式会社北東部事業部マネジャー</p>	<p>(付則)  平成 3 年 5 月 2 4 日制定  平成 3 0 年 2 月 1 6 日水防法改正に伴う大規模氾濫  減災協議会機能付加  令和 4 年 3 月 2 5 日改正  令和 4 年 7 月 2 2 日改正  令和 5 年 6 月 2 9 日改正  令和 6 年 5 月 3 0 日改正  令和 7 年 5 月 2 7 日改正  <u>令和 8 年 月 日改正</u></p> <p><b>別表 1 (第 6 条関係)</b></p> <p>(指定公共機関)  西日本旅客鉄道株式会社近畿統括本部阪奈支社長  近畿日本鉄道株式会社大阪統括部施設部工務課長  N T T 西日本株式会社関西支店災害対策室長  関西電力送配電株式会社大阪南本部東大阪配電営業所長  大阪ガスネットワーク株式会社北東部事業部<u>導管計画</u>チームマネジャー</p>	

一級水系  
流域治水プロジェクト

## 淀川水系寝屋川ブロック 流域治水プロジェクト【位置図】

大阪府

～特定都市河川浸水被害対策法に基づく、流域治水の推進～

○特定都市河川流域に指定している寝屋川流域では、河川管理者、下水道管理者や流域市等のあらゆる関係者が連携した総合治水対策として、河川改修、地下河川、下水道増補幹線、遊水地、流域調節池等の整備や流域貯留浸透事業等の流域対策を進めています。



# 流域治水プロジェクトの更新

一級水系  
流域治水プロジェクト

## 淀川水系 寝屋川ブロック 流域治水管理図【ロードマップ】

～特定都市河川浸水被害対策法に基づく、流域治水の推進～

- 寝屋川ブロックでは、流域水害対策計画に基づき、府・市が一体となった「流域治水」を推進する。
  - 【短期】 河川改修等の推進に加え、浸水想定区域等の指定を行う
  - 【中期】 河川改修、地下河川、下水道増補幹線、流域調節池および雨水貯留施設整備の推進。
  - 【中長期】 時間雨量50ミリ程度の降雨に対して浸水を防ぎ、かつ時間雨量65ミリに対して家屋床上浸水を発生させない対策を完了。

区分	対策内容	実施主体	工程 ※ 短期：5年、中期：10年、中長期：20～30年		
			短期	中期	中長期
氾濫をできるだけ防ぎ、減らすための対策	河川改修、地下河川・下水道増補幹線の整備、遊水池・流域調節池の整備	大阪府			
	河川改修、水門・鋼矢板護岸等の機能維持	大阪市			
	流域下水道の雨水ポンプ場施設等の排水施設の整備	大阪府・寝屋川市等	法善寺多目的遊水池(Aゾーン)の概成 R6年度	布施公園調節池の概成 R7年度	加納元町調節池の概成
	枝庭貯留などの雨水貯留施設	流域市			
	ため池及び農業用施設等の治水活用	流域市・民間			
	雨水貯留浸透施設の整備	民間			
	砂防事業・治山事業の実施	大阪府			
被害対象を減少させるための対策	土砂災害特別警戒区域内の既存住宅に対する補助制度	大阪府・流域市			
	水害リスクの低い地域への居住誘導（立地適正化計画の策定等）	流域市	流域水害対策計画の変更(R8年度)		
	貯留機能保全区域、浸水被害防止区域等の指定（流域水害対策計画の変更）	大阪府・流域市			
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	①情報伝達、避難計画等に関する事項 ・洪水浸水想定区域の指定拡大 ・雨水出水浸水想定区域の指定 ・広域、市町村、地域タイムラインの策定・運用 ・要配慮者利用施設の避難確保計画作成 ・防災気象情報の改善 等	大阪府・流域市・民間・気象台	洪水浸水想定区域指定拡大完了(R6年度)	区域の指定(R9年度)	
	②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項 ・ハザードマップの改良・周知・活用 ・マイタイムラインの策定 等	大阪府・流域市	雨水出水浸水想定区域図作成・公表(R7年度)	要配慮者利用施設への避難確保計画・訓練の支援(R7年度～)	
グリーンインフラの取組み	河川美化活動・河川環境学習・水環境パネル展の開催	大阪府・流域市・河川レンジャー			
	浚渫・親水護岸の設置	大阪府			

# 流域治水プロジェクトの更新

## 淀川水系寝屋川ブロック 流域治水管理図【流域治水の具体的な取組】

～特定都市河川浸水被害対策法に基づく、流域治水の推進～


<p>当面の治水目標に対応した河川の整備</p>  <p><b>約98%</b> ※整備計画目標流量ベース (令和7年度末時点)</p>	<p>農地・農業用施設 の活用</p>  <p><b>3市</b> (令和7年度末時点)</p>	<p>流出抑制対策の実施</p>  <p>流域対応量400万㎡ に対する進捗率 <b>約35.9%</b> (令和7年度末時点)</p>	<p>山地の保水機能向上 および 土砂泥石流災害対策</p>  <p><b>治山対策 1箇所 土石流対策 10施設</b> ※流域市内の事業箇所 (寝屋川流域外を含む) (令和7年度末時点)</p>	<p>立地適正化計画に おける防災指針 の作成</p>  <p><b>7市</b> (令和7年度末時点)</p>	<p>避難のための ハザード情報の整備</p>  <p>洪水浸水 想定区域 <b>全27河川</b> 雨水出水 浸水想定区域 <b>10団体</b> (令和7年度末時点)</p>	<p>高齢者等避難の 実効性の確保</p>  <p>避難確保 計画 <b>洪水 9434施設 土砂 205施設 高潮 4225施設</b> 避難訓練 <b>824施設</b> ※洪水・土砂・高潮の重複を含む (令和7年9月末時点)</p>
---	---	---	--	---	--	--

### 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

#### ため池の治水活用（恩智惣池）




改良前



余水吐を切り欠く  
(=500×500)

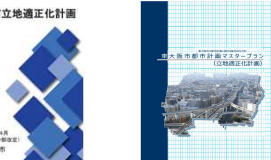
平成30年7月豪雨時に、恩智惣池下流部の大西川から溢水し、周辺の道路冠水が発生したことを受け、寝屋川流域総合治水対策の一環として、恩智惣池の治水活用の検討を行った。水利組合協力のもと、余水吐きに50cm四方の切り欠きを設け、常時水位を低下させることで、2,100㎡の貯留効果を発揮し、下流部の被害軽減に寄与している。



### 被害対象を減少させるための対策

#### 枚方市・門真市・八尾市・大東市・守口市・東大阪市・寝屋川市において、立地適正化計画(防災指針)策定

寝屋川市では、平成30年4月に立地適正化計画を策定し、計画策定から概ね5年が経過したことによる見直しとともに、都市再生特別措置法の改正により居住の安全確保などの防災減災対策の取組を推進するため「防災指針」の作成が位置付けられたことを踏まえ、令和7年4月に一部改定を行った。



寝屋川市立地適正化計画


東大阪市都市計画マスタープラン(立地適正化計画)

東大阪市では、令和5年3月に立地適正化計画(平成31年3月に策定)を都市計画マスタープランに組み入れ、まちづくりの方向性の整合を図るとともに、市域全域を対象とした防災指針を策定し、自然災害に対するまちづくりの方向性を示している。

### 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

#### 寝屋川流域大規模水害タイムラインの取組

寝屋川流域では、大阪府や流域市に加え、大阪管区気象台、警察、報道機関、鉄道、ライフライン事業者などの関係者とともに「寝屋川流域大規模水害タイムライン」を策定、運用しており、情報伝達訓練やタイムラインのふりかえりを実施している。




寝屋川流域大規模水害タイムライン

ふりかえりWG

**コミュニティタイムライン作成支援(R7年度)**

令和7年度は、市町村および住民向けのコミュニティタイムライン作成支援講習会を開催し、取組み普及を図った。




コミュニティタイムライン作成支援講習会(大阪市内)

### グリーンインフラの取組み

#### 自然環境が有する多様な機能活用の取組


大東市、東大阪市、八尾市、柏原市では、平成25年度より流域住民と連携し、ワークショップを開催し、美化活動やぼい捨て防止の啓発など、ごみの削減に向けた取組みを進めている。



恩智川クリーン・リバー・プロジェクト

**魅力ある水辺空間・賑わいの創出**

寝屋川では、河川区間を活かした水辺の賑わいの創出するため、親水護岸の整備を実施している。



親水護岸整備(寝屋川)

【中河内地域水防災連絡協議会】

目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組・流域治水プロジェクト 進捗管理表（案）

具体的な取組の柱		主な取組内容		
事項				
具体的な取組				
<b>（1）円滑かつ迅速な避難のための取組</b>				
<b>①情報伝達、避難計画等に関する事項</b>			目標期間	進捗状況
洪水時における河川管理者からの情報提供等（ホットラインの運用及び効果的な体制づくり）	大阪府と各市とのホットラインを実際の運用から効果を検証し、課題に応じて見直しを行うなど、より効果的な体制を目指す。		R4.4~R9.3	実施済
土砂災害警戒情報の提供（ホットラインの運用及び効果的な体制づくり）	大阪府と各市とのホットラインを実際の運用から効果を検証し、課題に応じて見直しを行うなど、より効果的な体制を目指す。		R4.4~R9.3	実施済
避難指示等発令の対象区域、判断基準等の確認（水害対応タイムライン）（土砂災害タイムライン） 【市域】	【避難指示型タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】 構築したタイムラインを効果の検証を兼ねて運用し、課題に応じて見直しを行うなどの体制を目指す。		R4.4~R9.3	実施中
避難指示等発令の対象区域、判断基準等の確認（水害対応タイムライン）（土砂災害タイムライン） 【コミュニティ】	【タイムラインの策定】 地区防災計画の作成や地域版ハザードマップの作成など、地域における様々な取り組みを通じて地域でのタイムライン策定を目指す。		R4.4~R9.3	実施中
	【タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】 構築した地域の取り組み(タイムライン)を効果の検証を兼ねて運用し、実効性を課題に応じて見直しを行うなどの体制づくりの支援。		R4.4~R9.3	実施中
ICTを活用した洪水情報、土砂災害情報の提供 情報提供の用語、内容等の見直し	【情報提供の拡大】		R4.4~R5.3 (水防災システム)	実施済
	・水位、雨量情報のリアルタイム化（水防災情報システムの更新）。 ・スマートフォンのGPS機能と連動した河川防災情報サイトの作成。 ・防災情報の用語や表現内容の適宜見直し（国・気象台）。		R4.4~R9.3	実施済
要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施（水害、土砂災害）	【避難確保計画の策定】		R4.4~R9.3	実施済
	・地域防災計画への位置づけ及び避難確保計画策定。 ・施設管理者等に避難訓練等を毎年実施させ、その実施結果が報告される体制の構築を目指す。			実施中

【中河内地域水防災連絡協議会】

目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組・流域治水プロジェクト 進捗管理表（案）

具体的な取組の柱			
事項		主な取組内容	
具体的な取組			
<b>②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項</b>		目標期間	
想定最大規模の雨水出水に係る浸水想定区域図等の作成と周知	公共下水道等の浸水想定区域図の作成。	R4.4~R9.3	実施中
基礎調査の実施、公表と土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定	・平成28年9月末に府内の指定が完了し、平成29年度より地形の改変などの有無を調査。全国的に区域の指定がない箇所でも災害が発生していることを受け、令和3年度から高精度の地形情報を用いて危険個所を抽出し、令和5年度から抽出された危険個所の調査を順次実施する予定。	R4.4~R9.3	実施中
水害ハザードマップの作成、周知、活用 (水害) ハザードマップポータルサイトにおける水害リスク情報の充実	【水害ハザードマップの作成と周知】	R4.4~R9.3	実施済
	・想定最大規模の洪水による浸水想定区域図を、水害ハザードマップの更新に合わせて当該浸水想定を反映・周知。		
	・水害ハザードマップの作成・改良後は、国において速やかに国土交通省ハザードマップポータルサイトへ登録(※)し住民等へ広く周知。	R4.4~R9.3	実施済
	【土砂災害ハザードマップの作成と周知】		
・土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域を新たに指定または見直した場合、その区域にある市において速やかに土砂災害ハザードマップの作成・周知を行う。	R4.4~R9.3	実施済	
・土砂災害ハザードマップの作成、改定後は、国において速やかに国土交通省ハザードマップポータルサイトへ登録(※)し住民等へ広く周知。			
(※)ポータルサイトへの登録は、国総研が実施している。			
災害リスクの現地表示	まるとまちごとハザードマップの設置事例や利活用事例について共有を図り、現地表示を検討	R4.4~R9.3	実施中
防災教育の推進	・地域防災計画に定めた学校等に対して、避難をはじめとした防災訓練や出前講座などによる防災教育を実施。	R4.4~R9.3	実施済
共助の仕組みの強化 地域防災力の向上のための人材育成	・地域での防災訓練や出前講座、自主防災組織リーダー研修などの実施。 ・防災部局と福祉等関係部局が連携し地域の避難体制などを調整、個別避難計画の作成を促進。	R4.4~R9.3	実施中
住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進	・地域での防災訓練や出前講座を通じて住民の防災意識醸成を図り、マイタイムライン作成の促進を実施。	R4.4~R9.3	実施中

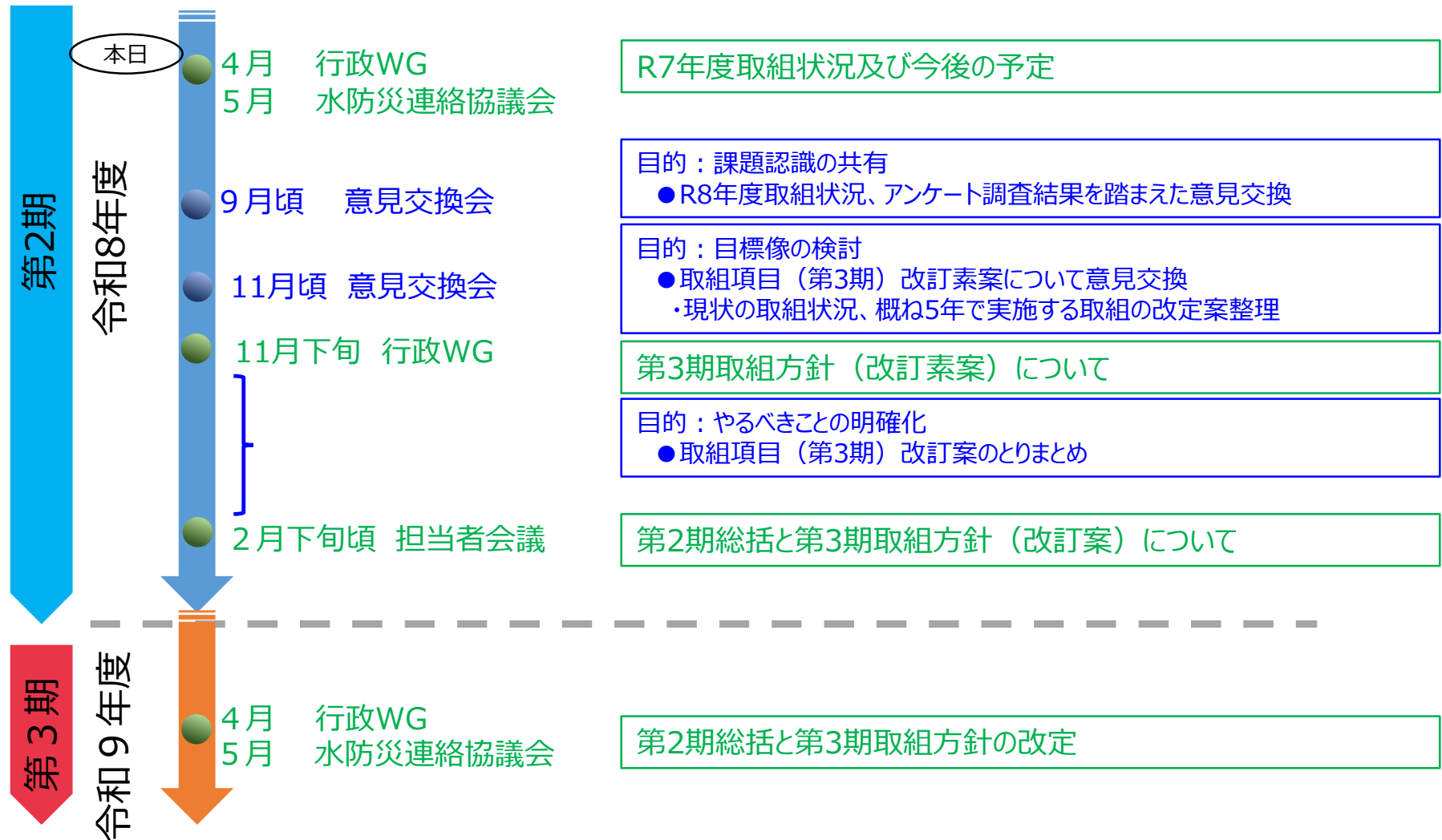
【中河内地域水防災連絡協議会】

目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組・流域治水プロジェクト 進捗管理表（案）

具体的な取組の柱			
事項		主な取組内容	
具体的な取組			
<b>（２）被害軽減の取組</b>			
<b>水防体制の強化に関する事項</b>			目標期間
重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川巡視点検を実施し、あわせて重要水防箇所を確認。必要に応じて重要水防箇所の見直しを実施</li> <li>水防資機材については、河川管理者、水防管理者に備蓄状況等を確認。</li> </ul>	R4.4～R9.3	実施済
水防に関する広報の充実（水防団員確保に係る取組）	<ul style="list-style-type: none"> <li>水防団への参画を促す具体的な広報を検討、実施。</li> <li>水防団員の処遇改善への取り組み。</li> </ul>	R4.4～R9.3	実施済
水防訓練の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域に応じた活動を想定し、訓練の実施や装備の充実を図る。</li> <li>地域住民の参加促進を図る。</li> </ul>	R4.4～R9.3	実施中
水防関係者間での連携、協力に関する検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>多機関連携型タイムラインなどの訓練を実施し、水防関係機関の連携、協力体制推進に取り組む。</li> </ul>	R4.4～R9.3	実施中
<b>（３）減災・防災に関する国の支援</b>			
<b>減災・防災に関する国の支援</b>			目標期間
災害時及び災害復旧に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害復旧事業にかかる市町村支援として研修やマニュアルの充実を図る。</li> <li>大阪府における災害復旧事業の事務手続きを詳しく記載した「災害査定マニュアル」の更新。</li> </ul>	R4.4～R9.3	実施中
災害情報の地方公共団体との共有体制強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>統合災害情報システム（Dimaps）の利用促進に向けた調整。</li> </ul>	R4.4～R9.3	実施予定
補助制度の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害特別警戒区域内の住宅の移転・補強補助制度について、HP、広報への掲載、地域への働きかけなどを積極的におこない制度の活用を推進する。</li> </ul>	R4.4～R9.3	実施予定

# 次期5年間（R9-13）で実施する具体的な取組に向けて スケジュール（案） 資料3-3

■ 令和8年度に10年目を迎え第2期が終了する中で、現在の取組進捗状況や課題を整理・把握し、行政WG等関係者と※意見交換を行いながら、第3期に向けて今後の5年間の取組の見直しを行う。  
※アンケート照会等を通じ、事務局と各地域と意見交換



- ▶あらゆる関係者が協働して治水対策を進めることが重要。下水部局、農林部局、都市計画部局、建築部局、市町村担当部局などが参画する水防災連絡協議会において、各主体の取組みを共有するとともに、**流域個別での議論を深め**、流域治水の様々な施策を具体化していく
- ▶河川管理者として取り組むべき避難行動支援策を整理した「**風水害に備えた避難行動支援の実施計画**（R8年3月）」を**着実かつ継続的に推進**していく。  
⇒次期「**5年間で実施する具体的な取組**」に本計画の**目標（KPI）を組み込み、取組みを推進**

## ◆令和8年度の大阪府の主な取組み◆

### 流域治水プロジェクトの充実・強化

各施策を進めつつ、流域治水勉強会・流域治水推進意見交換会を継続し、施策を具体化していく

#### ①河川整備計画に基づくハード対策の推進

当面の治水目標達成を目指し、平成22年6月に策定した「今後の治水対策の進め方」に基づく河川整備計画のメニューを推進

気候変動による将来的な降雨量増大への備え

・河川整備計画策定から概ね20～30年での目標達成を目指す

・気候変動の影響を踏まえた治水計画の変更に向け、変更手法について検討

#### ②特定都市河川の指定検討（特定都市河川浸水被害対策法）

寝屋川流域以外に新たに指定を検討

・芥川の特定都市河川指定を参考に、その他河川においても指定拡大を目指す

#### ③リスク周知

知る（認識）

日常から府民がハザードマップを確認し、自分の地域の危険性を知ってもらうよう、リスク周知を継続

・水害ハザードマップの周知方法の工夫  
・災害リスクの現地表示の増加

「風水害に備えた避難行動支援の実施計画」の取組み

#### ④適切な防災情報の提供

捉える（自分事化）

洪水時等においても、わかりやすい河川防災情報の提供に努め、府民向け公開サイトの利用促進を目指す

・水位周知河川の指定拡大  
・水位計等の増設

・情報発信方法の工夫  
・観測機器等の改良

#### ⑤避難の実効性の向上

備える（行動）

実際の避難に備え、日頃からの訓練により習慣化させるなど、当たり前の行動にすることを旨とする

・避難訓練実施の支援  
・コミュニティタイムライン作成の促進

・府民へ避難訓練を働きかけ

#### ⑥意識啓発

府民の「自分事化」に向けた意識啓発を継続し、日頃から避難のタイミングを決めておくなど「自助」の意識を強化

・府や市町村の教育機関との連携  
・理解しやすい教材などの工夫

・日常生活における防災意識の向上

「風水害に備えた避難行動支援の実施計画」の進め方(1/2)

施策		今後の主な取組	KPI	R8	R9	R10	R11	R12	R13~17		
① 知る (認識)	1. リスク周知	<b>【実施主体：市町村】</b> <b>・水害ハザードマップの周知方法の工夫</b>  <b>・災害リスクの現地表示の増加</b>	<b>【項目】</b> ・これまでの全戸配布に加え、ハザードマップの見方や具体的なリスク等について説明することを重点化 ・府も河川管理者として、都市浸水等のメカニズムを説明するなど支援 ・まるとまちごとハザードマップの継続取組 <b>【KPI】</b> ・内容等の説明回数 3回程度/年・各市町村（イベント等の説明機会を含む） ・現地表示実施の市町村数 43(11)市町村	重点実施					継続実施		中間年で振り返り・見直し ※必要に応じ、取組成果の府民アンケート調査を実施するなど適宜見直しを行います。
		<b>【実施主体：府】</b> <b>・水位周知河川の指定拡大</b> ⇒更に確実かつ適切に水位情報を発信するため、指定を拡大	<b>【項目】</b> ・R8年度～R9年度に指定候補河川を整理し協議を実施 <b>【KPI】</b> ・水位周知河川指定の河川数 40(26) 河川 ※洪水予報・水位周知として39河川を指定済	整理	協議	運用		指定手続き			
		<b>【実施主体：府、市町村】</b> <b>・情報発信方法の工夫</b>	<b>【項目】</b> ・行動を促す情報発信の検討 <b>【KPI】</b> ・公開サイト閲覧数(出水時)130万(93万)回 ※R5年台風2号来襲時実績値	適宜実施							
② 捉える (自分事化)	2. 適切な防災情報の提供	<b>【実施主体：府】</b> <b>・水位計等の増設</b> ⇒はん濫情報の発信など更なる情報の充実（水位計、量水標、河川カメラの増設）  <b>・観測機器等の改良</b> ⇒新技術・DXを活用した、はん濫・決壊情報等の発信	<b>【項目】</b> ・R12年度までに新設の水位計50箇所を運用（量水標含む） ・R12年度までに新技術（AIカメラ等）を導入 <b>【KPI】</b> ・水位計設置の河川数 135(94) 河川 ・量水標設置の河川数 135(94) 河川 ・河川カメラ設置の河川数 135(74) 河川	基本設計	詳細設計	設置・システム工事					

※計画期間は10年間(R17)で、KPIの表記は短期R12までの目標値、また( )内はR8.1末時点の実績

「風水害に備えた避難行動支援の実施計画」の進め方(2/2)

施策		今後の主な取組	KPI	R8	R9	R10	R11	R12	R13~17	
③ 備える (行動)	3 避難の実効性の向上	<b>【実施主体：施設管理者、市町村】</b> <b>・避難訓練の実施率の向上</b>	<b>【項目】</b> ・避難訓練実施率の向上に向けた講習会等の支援を重点化 ・府は、施設管理者や市町村に対して支援を継続 <b>【KPI】</b> ・避難訓練の実施率 100(20)% ※府域全体で	継続実施					中間年で振り返り・見直し ※必要に応じ、取組成果の府民アンケート調査を実施するなど適宜見直しを行います。	→
		<b>【実施主体：市町村】</b> <b>・コミュニティタイムライン作成の促進</b>	<b>【項目】</b> ・コミュニティタイムライン作成促進に向けた講習会等の支援を継続 ・府は、府民や市町村に対して支援を継続 <b>【KPI】</b> ・コミュニティタイムライン作成済みの市町村数 43(28) 市町村	継続実施						→
		<b>【実施主体：府、市町村】</b> <b>・府民へ避難訓練を働きかけ</b> ⇒大阪880万人訓練、各市町村の訓練など	<b>【項目】</b> ・継続取組（避難訓練等への参加呼びかけ） <b>【KPI】</b> ・働きかけ実施の市町村数 43(未集計)市町村	継続実施						→
防災教育など	4 意識啓発	<b>【実施主体：府、市町村】</b> <b>・府や市町村の教育機関との連携</b>  <b>・理解しやすい教材などの工夫</b>	<b>【項目】</b> ・小中学校等における防災教育（出前講座、水辺の楽校など）の強化 ・出前講座などの防災教育を強化 ・都市浸水等のメカニズムが理解できる教材を作成 ・災害の解像度の向上（被害想定具体化） <b>【KPI】</b> ・防災教育実施の市町村数 43(未集計) 市町村 ※理解しやすい教材活用	ヒアリング・素材作成	運用・位置付け			シナリオ作成・住民周知		→
		<b>【実施主体：府】</b> <b>・日常生活における防災意識の向上</b>	<b>【項目】</b> ・駅構内デジタルサイネージ等による防災啓発 <b>【KPI】</b> ・防災啓発での連携事業者数 7(-)者	協議	継続実施					→
										→

※計画期間は10年間(R17)で、KPIの表記は短期R12までの目標値、また( )内はR8.1末時点の実績

# 流域治水の推進（推進体制（継続））

- ▶河川室が統制をとりつつ、事務所にて管内の流域治水の取組みを統括
- ▶引き続き**管内市町村とリスク情報の共有や流域治水施策の意見交換を行い**、具体的な対策実施に向け、河川室、事務所が連携して取り組む

## 大阪府

### 土木事務所（地域支援・企画課長）

### 河川室河川整備課参事

#### 河川砂防グループ

「河川法」  
に基づく河川整備

「砂防法」等  
に基づく土砂災害対策

流域治水のハード対策を担当

当面の治水目標達成に向け、「防ぐ」施策を推進

今後の土砂災害対策の進め方に基づく「防ぐ」施策を推進

#### 地域支援・防災グループ

「水防法」  
に基づく防災対策

「まちづくりの支援」

<防災対策>

- ▶風水害
- ▶地震

<まちづくり・地域支援>

- ▶都市計画事業認可
- ▶管内市町村のにぎわいづくり、まちづくりに関すること

「特定都市河川浸水被害対策法」等の“流域治水関連法”  
に基づく流域治水の対策の具体化

市町村が行う制度設計や運用を支援

- ・地区計画制度において定める「雨水貯留浸透施設の規模」や「建築物に対する居室や地盤面の高さの限度」
- ・農業用ため池の貯留機能を治水に有効活用するために必要な改築費の「助成制度の創設」など

- ▶立地適正化計画における防災指針策定
- ▶水害に強いまちづくりの推進
- ▶ダム事前放流の調整
- ▶ため池等既存ストックの治水活用の推進
- ▶特定都市河川、特定都市河川流域指定

※管内市町村との意見交換を密にし、各主体の流域治水の取組みの促進と特定都市河川指定に向けた調整を実施

#### 計画グループ

流域治水  
「特定都市河川浸水被害対策法」等の“流域治水関連法”  
に基づく治水対策の方向性整理

R3.5に公布された流域治水関連法と国の示す流域治水推進行動計画に基づき、大阪府がR4.3に策定した流域治水プロジェクトを充実させるとともに、特定都市河川の指定流域等を選定

意見交換を踏まえ、指定を検討



## 市町村

▶リスク周知等

想定最大規模降雨による洪水ハザードマップ等の作成・周知 ほか

▶土地利用誘導

立地適正化計画における防災指針の策定 ほか

▶要配慮者利用施設の避難確保計画  
計画策定や避難訓練実施の支援 ほか

▶特定都市河川の指定

モデル流域や指定候補の検討・抽出 ほか



適時、事務局による相談・支援

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

被害対象を減少させるための対策

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

当面の治水目標に対応した河川の整備



約98%  
※整備計画目標流量ベース

(令和7年度末時点)

農地・農業用施設の活用



3市(寝屋川流域)

(令和7年度末時点)

流出抑制対策の実施



流域対応量400万㎡に対する進捗率

約35.7%

(令和7年度末時点)

山地の保水機能向上および土砂流木災害対策



治山対策 1箇所  
土石流対策 10施設

※流域市内の事業箇所(寝屋川流域外を含む)

(令和7年度実施)

立地適正化計画における防災指針の作成



作成済

(令和7年度末時点)

避難のためのハザード情報の整備



洪水浸水想定区域 全河川指定済

雨水出水浸水想定区域 作成済

(令和7年度末時点)

高齢者等避難の実効性の確保



避難確保計画 1286施設/1337施設

避難訓練 823施設/1337施設


(令和7年末時点)

取組み内容	令和8年度の具体的な目標 (どのようなレベルまで、どのような方法で、いつまで、など)	進捗状況 (R8.6末) ①計画通り ②計画通りでない ③その他	進捗状況 (R8.10末) ①計画通り ②計画通りでない ③その他	進捗状況 (R9.3末) ①計画通り ②計画通りでない ③その他
市内土砂災害タイムライン(市)の運用及び更新	5月：R7度に作成したタイムラインを用いて、作成済部局で出水期前に机上訓練(→出水期運用) 訓練後～：訓練後の意見をまとめ、分析、反省点等を反映。各部局への修正依頼と未作成部署へのアプローチ。 ～3月：来年度に使用するタイムラインの更新作業完了			
個別避難計画の作成促進 (R3年度よりモデル事業として実施)	上半期を目的に、対象地区・対象者の決定を行ったのちに、下半期において作成作業を行う。			

# 令和8年度 中河内地域水防災連絡協議会 流域治水プロジェクト推進スケジュール（案）八尾市

## 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策


当面の治水目標に対応した河川の整備



約98%  
※整備計画目標流量ベース

(令和7年度末時点)


農地・農業用施設の活用



3市(寝屋川流域)

(令和7年度末時点)

流出抑制対策の実施




流域対応量400万㎡に対する進捗率

約35.7%

(令和7年度末時点)

山地の保水機能向上  
および  
土石流対策



治山対策 1箇所  
土石流対策 10施設

※流域市内の事業箇所(寝屋川流域外を含む)

(令和7年度実施)

## 被害対象を減少させるための対策

立地適正化計画における防災指針の作成



作成済

(令和7年度末時点)

## 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

避難のためのハザード情報の整備



洪水浸水想定区域 全河川指定済

雨水出水浸水想定区域 作成済

(令和7年度末時点)

高齢者等避難の実効性の確保



避難確保計画 542施設/543施設

避難訓練 303施設/543施設

(令和7年末時点)

取組み内容	令和8年度の具体的な目標 (どのようなレベルまで、どのような方法で、いつまで、など)	進捗状況 (R8.6末) ①計画通り ②計画通りでない ③その他	進捗状況 (R8.10末) ①計画通り ②計画通りでない ③その他	進捗状況 (R9.3末) ①計画通り ②計画通りでない ③その他
市タイムラインの検証	出水期において実際にタイムラインを運用し、振り返りと検証を実施する。			
コミュニティタイムラインの更新	地区防災計画の策定及び更新の支援			

# 令和8年度 中河内地域水防災連絡協議会 流域治水プロジェクト推進スケジュール（案） 柏原市

## 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

当面の治水目標に対応した河川の整備



約98%(寝屋川流域)  
※整備計画目標流量ベース  
約6%(石川ブロック)

(令和7年度末時点)

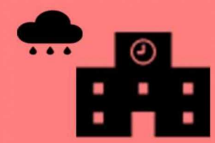
農地・農業用施設の活用



3市(寝屋川流域)

(令和7年度末時点)

流出抑制対策の実施



流域対応量400万㎡  
に対する進捗率

約35.7%

(令和7年度末時点)

山地の保水機能向上  
および  
土石流対策



治山対策 1箇所  
土石流対策 10施設

※流域市内の事業  
箇所(寝屋川流域  
外を含む)

(令和7年度実施)

## 被害対象を減少させるための対策

立地適正化計画における防災指針の作成



未作成

(令和7年度末時点)

## 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

避難のためのハザード情報の整備



洪水浸水想定区域 全河川指定済

雨水出水浸水想定区域  
作成済

(令和7年度末時点)

高齢者等避難の実効性の確保



避難確保計画  
99施設/99施設

避難訓練  
99施設/99施設

(令和7年度末時点)

取組み内容	令和8年度の具体的な目標 (どのようなレベルまで、どのような方法で、いつまで、など)	進捗状況 (R8.6末) ①計画通り ②計画通りでない ③その他	進捗状況 (R8.10末) ①計画通り ②計画通りでない ③その他	進捗状況 (R9.3末) ①計画通り ②計画通りでない ③その他
要配慮者利用施設を対象として、タイムラインを用いた訓練に関する講習会を開催する。	要配慮者利用施設における効果的な避難訓練の実施を目的として、市内の要配慮者利用施設が所属する団体に当該講習会の開催を提案する。団体の賛同を得た後、八尾土木事務所と共に具体的な講習内容を検討し、年度内の講習会実施を目指す。			
立地適正化計画の策定に基づく防災指針の作成	立地適正化計画に記載すべき事項の一つである、防災指針の検討に向けて、本市における洪水や内水、土石災害などの水災害リスクの現状及び課題を整理する。			

# 取組内容 生駒山麓地域の土砂災害（水害）を想定した要配慮者施設におけるタイムラインの作成体験

水防法にて定められた避難訓練率の向上を目的とし、その一例として要配慮者利用施設における土砂災害（水害）時のタイムラインを紹介、グループ毎に作成（机上訓練）を行った。

今回は東大阪市内で土砂災害のリスクが高い生駒山麓地域に位置する施設が対象。ワールドカフェ方式を取り入れることで、発災時や避難訓練についての課題や今後の取り組みについて活発に意見交換を行う場となった。

【共催：東大阪市危機管理室・大阪府河川室 事業調整室 八尾土木事務所】

【協力：国土交通省 近畿地方整備局 淀川河川事務所・大阪管区气象台】

## 《タイムライン机上訓練用シート》

### 講習会時の様子



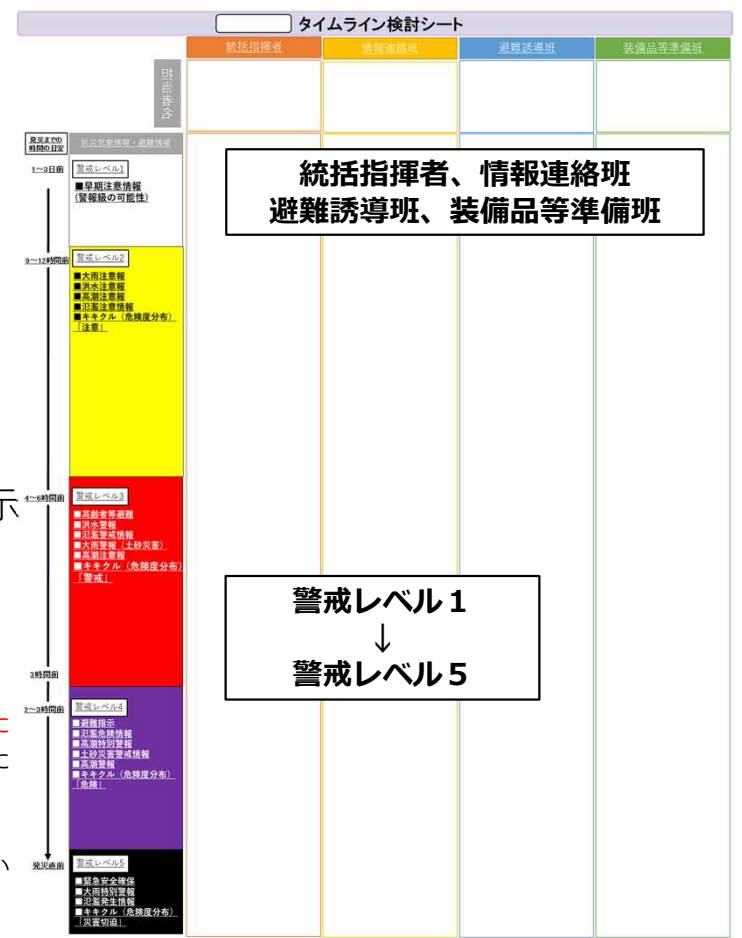
講習会参加者数：26名（施設）／3名（行政職員）

### 当日スケジュール

- ・避難訓練の重要性  
(東大阪市)
- ・防災気象情報について  
(大阪管区气象台)
- ・東大阪市の土砂災害リスクについて  
(八尾土木事務所)
- ・上記説明終了後に河川室主導で各班タイムライン作成開始
- ・終了後できあがったタイムラインを掲示

### 終了後アンケート内容例

- [良い]
- ・多くの施設と話すことができ課題や状況の共有ができた
  - ・形だけでなく、しっかり訓練を行う必要があると感じた
- [悪い]
- ・もう少しまとまった時間があればよかった
  - ・訓練は難易度が高く、時間が少ないためなかなか行えない等



## 取組内容 生駒山麓地域の土砂災害を想定した市役所内タイムラインについての取組

令和5年度に避難判断指標作成に向けたデータ整理を行い、その情報を基に令和6年度タイムラインステージ移行のトリガーを設定、市役所内の防災に関連のある部署を中心にタイムラインを作成。令和7年度に机上訓練を行い、振り返りから見えた改善部分（タイムライン表の整頓・各部局の変更点等）を修正。同時に日常的に防災と関連が薄い部局にも作成を打診し、とりまとめを行った。（24/28部局）

### 令和7年度の取組

5月20日  
タイムライン机上訓練

6月頃  
参加部局でそれぞれ机上訓練の振り返りを行い、改善点の洗い出し

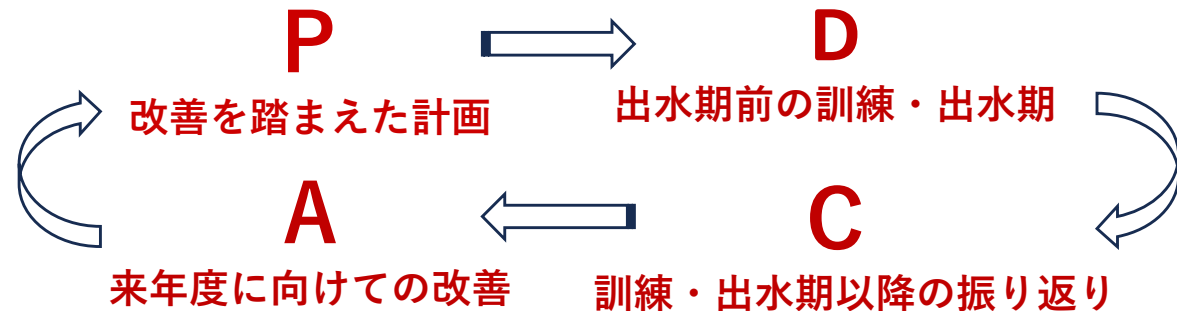
8月～  
未策定部局へのワークショップ（希望部署）

下半期  
タイムライン表の整理・各部局から提出されたタイムラインのとりまとめ

タイムラインステージ	平時	ステージ0	ステージ1	ステージ2	ステージ3	ステージ4	ステージ5
行動目標	防災意識を高める	情報収集	準備対応開始	避難所開設に向けた準備	避難所開設	避難所開設	応急対応
意思決定		タイムライン立ち上げ	動員配備調整会議開催	動員配備調整会議開催 (避難所開設判断)	「避難所開設」発令	「避難指示」発令	「緊急安全確保」発令
トリガー		①大雨注意報が発令され、かつ、気象台・ウェザーニュース等の情報で総雨量が100mmを超える可能性がある場合 ②台風観測会が開催された場合（避難所開設に本雨が含まれる場合）	大雨警報（浸水害） つ、気象台・ウェザーニュース等の情報で総雨量が200mmを超える場合				
目安時間		-48時間～-15時間	-10時間				

- ・部局ごとに1枚のシートに整理
- ・避難所開設のタイミングを表に追加
- ・既存の動員配備体制表との整合
- ・抽出しやすいようにセルを整理
- ・各部局の変更点を反映

### 令和8年度からの取組



## 取組内容

## 大規模水害タイムラインの行動項目を盛り込んだ各班マニュアルの作成



## 八尾市独自のタイムラインの作成（運用と検証）

## 八尾市大規模水害タイムライン

寝屋川流域における関係機関、国・大阪府・流域関係市が協力し、平成30年度に作成した「寝屋川流域大規模水害タイムライン」をベースに、令和4年度に大和川の氾濫や東部山麓地域の土砂災害を取り込んだ「八尾市大規模水害タイムライン」を作成（更新）している。

また、本タイムラインの行動項目を盛り込んだ「八尾市各班マニュアル」に基づき、毎年、タイムライン発動に伴う実働訓練（運用と検証）を継続的に実施している。

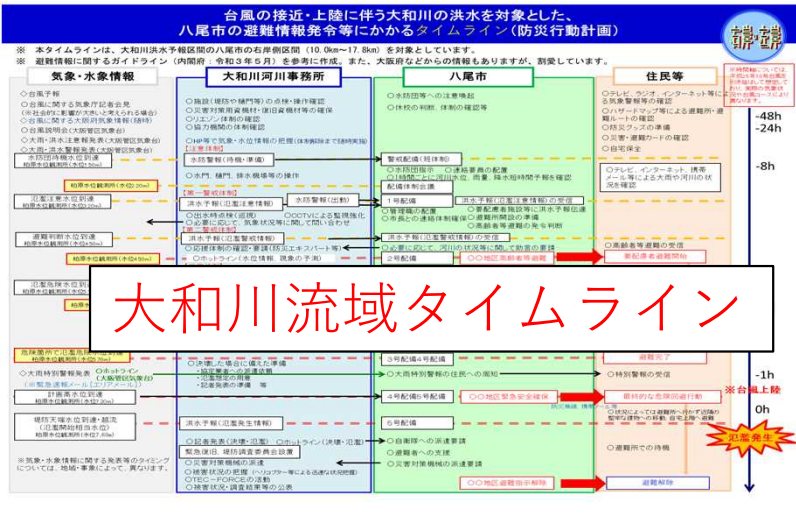
※寝屋川流域タイムラインふりかえり（アンケート調査）等

## 八尾市各班マニュアル※

**台風や突発的な豪雨（線状降水帯）等に対応するため、令和4年度に、「八尾市大規模水害タイムライン」の行動項目を盛り込んだ「八尾市各班マニュアル」を作成している。**

**本マニュアルでは、各班が取るべき具体的な行動内容を時系列に取りまとめ、その中で高齢者等避難（レベル3）や避難指示（レベル4）等、市全体の各段階での具体的な災害対応について見える化を図り、迅速で効率的な災害対応に繋げている。**

※八尾市各班マニュアル…地震や風水害における具体的な災害対応等を示すものとして、八尾市地域防災計画に位置付けられた防災体制として、各班ごとに災害対応マニュアルを作成している。



## 取組内容

コミュニティタイムラインの作成を通して、地域が取り組むべき防災行動の共有を図った。

### ○実施概要

【日時】 令和8年2月21日（土） 19:00～21:00

【場所】 太平寺会館

【参加者】 区長、自主防災組織、その他住民 約50名

【災害リスク】 大和川による洪水

【主な訓練の流れ】

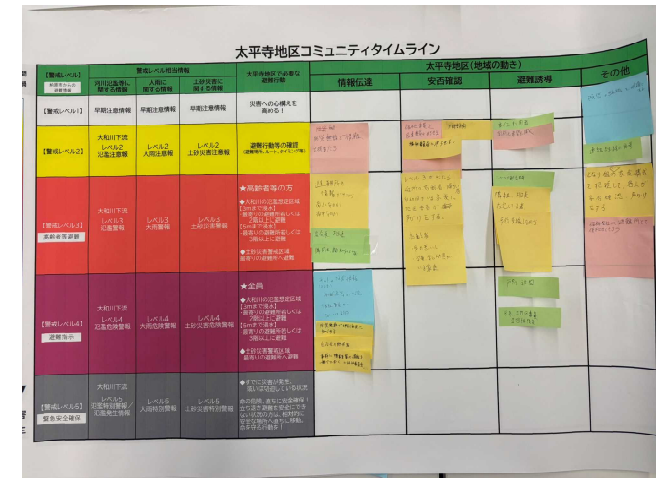
- ①大阪府八尾土木事務所による太平寺地区において想定される災害リスクに関する講話
- ②ワークショップ形式により、各町会単位でのコミュニティタイムラインの検討及び作成



地域の災害リスクに関する講話



コミュニティタイムラインの検討・作成



タイムライン作成例

# 水防法及び土砂法に基づく要配慮者利用施設の 避難確保計画作成・避難訓練実施状況

資料 7

## 1 背景・経過

平成21年7月 山口豪雨災害

・土石流により特別養護老人ホームの入所者7名が犠牲

平成28年8月 相次ぐ台風による豪雨災害

・北海道、東北地方で中小河川氾濫の多発、岩手県小本川において、グループホームで逃げ遅れにより9名が犠牲

平成29年6月 『水防法』及び『土砂災害防止法』の改正

・要配慮者利用施設における避難確保計画作成・避難訓練の実施が義務化

令和2年7月 豪雨災害

・熊本県南部を襲った豪雨により球磨川が氾濫し、特別養護老人ホームの入所者14名が犠牲

令和3年7月 『水防法』及び『土砂災害防止法』の改正

・「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）」の施行による改正

⇒要配慮者利用施設の利用者の避難確保のための避難訓練の報告義務化

⇒避難確保計画及び避難訓練の報告に対し、市町村長による助言・勧告が可能に



山口県防府市  
(ライフケア高砂)



岩手県岩泉町  
(楽ん楽ん)



熊本県球磨村  
(千寿園)

## 3 進捗状況（詳細 別紙参照）

■大阪府内の計画作成、訓練実施状況（※令和7年4月1日～9月30日）

○洪水浸水想定区域 避難確保計画作成済み	98%	避難訓練実施率※	9%
○土砂災害警戒区域 避難確保計画作成済み	93%	避難訓練実施率※	36%

## 4 要配慮者利用施設の避難訓練に係る講習会（支援）

協力）淀川/大和川河川事務所・大阪管区气象台・大阪府

○これまでは訓練実施の依頼等にとどまっていたものの、忙しい・人手が無いといった声を踏まえ、令和7年度は能勢町・藤井寺市・東大阪市・門真市・枚方市にて、施設管理者向けに避難訓練に関する講演、意見交換(ワークショップ)を実施

講演状況



ワークショップ



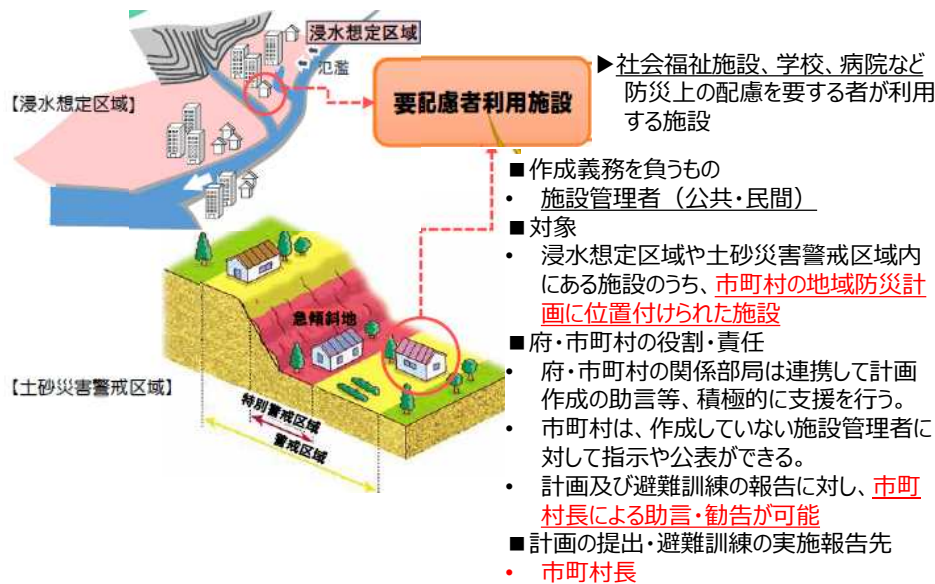
### 【主な意見】

- 消防などの訓練は実施していたが、洪水に関する訓練は知らなかった
- 訓練実施していても、市に報告する事を知らなかった
- 中々、職員数が少ないので、利用者を含めた実地訓練は難しいが、まずは施設職員での訓練は今後、実施報告したいと思う など

引き続き、施設管理者に対し、避難訓練の実施及び訓練結果の報告について周知・依頼をお願いします

依頼文書の適時送付と併せて、電話連絡など複数の対応で取組の促進をお願いします

## 2 法令の概要



# 水防法及び土砂法に基づく要配慮者利用施設の 避難確保計画作成・避難訓練実施状況

(暫定値)

令和7年3月末時点

市町村別	対象施設数※	計画作成済み	未作成施設	作成率	地域別	水防法(洪水浸水想定区域)						土砂法(土砂災害警戒区域)							
						対象施設数※	避難確保計画			避難訓練 (R7.4.1~R8.3.31)			対象施設数※	避難確保計画			避難訓練 (R7.4.1~R8.3.31)		
							計画作成済み	作成率		訓練実施済み	実施率			計画作成済み	作成率		訓練実施済み	実施率	
								市町村別	地域別		市町村別	地域別			市町村別	地域別		市町村別	地域別
<b>全体※1 (大阪府)</b>	<b>16,931</b>	<b>16,579</b>	<b>352</b>	<b>97.9%</b>		<b>11,757</b>	<b>11,482</b>	<b>98%</b>	<b>2,857</b>	<b>24%</b>		<b>408</b>	<b>396</b>	<b>97%</b>	<b>261</b>	<b>64%</b>			
東大阪市	1,310	1,217	93	92.9%	95.2%	1,205	1,112	92%	368	31%	39%	105	105	100%	82	78%			
八尾市	536	536	0	100.0%		513	513	100%	257	50%		23	23	100%	19	83%	82%		
柏原市	97	97	0	100.0%		75	75	100%	69	92%		22	22	100%	22	100%			

※対象施設数は、令和7年3月末時点で市町村地域防災計画に定められた施設数

※避難訓練は、令和7年4月1日～令和8年3月31日までの実施状況を示す。

避難訓練：立退き避難（水平避難）や屋内安全確保（垂直避難）の他にも、情報伝達訓練や図上訓練、職員のための訓練も対象とします。



市町村別	対象施設数※	計画作成済み	未作成施設	作成率	地域別	水防法(洪水浸水想定区域)						土砂法(土砂災害警戒区域)							
						対象施設数※	避難確保計画			避難訓練 (R7.4.1~R8.3.31)			対象施設数※	避難確保計画			避難訓練 (R7.4.1~R8.3.31)		
							計画作成済み	作成率		訓練実施済み	実施率			計画作成済み	作成率		訓練実施済み	実施率	
								市町村別	地域別		市町村別	地域別			市町村別	地域別		市町村別	地域別
東大阪市	1,337	1,286	51	96.2%	97.4%	1,234	1,183	96%	744	60%	61%	103	103	100%	79	77%			
八尾市	543	542	1	99.8%		518	518	100%	287	55%		25	24	96%	16	64%	78%		
柏原市	99	99	0	100.0%		80	80	100%	80	100%		19	19	100%	19	100%			

※1 大阪府全体については、現在、資料とりまとめ中。

※対象施設数は、令和8年3月末時点で市町村地域防災計画に定められた施設数

※避難訓練は、令和7年4月1日～令和8年3月31日までの実施状況を示す。

避難訓練：立退き避難（水平避難）や屋内安全確保（垂直避難）の他にも、情報伝達訓練や図上訓練、職員のための訓練も対象とします。

# 令和7年度河川施設点検結果概要

## ●目的

**重要水防区域**等を対象に、河川管理者と水防管理団体等が共に、次期出水期に備え、水防活動時に重点的に巡視が必要な箇所等を確認するもの。

## ●R7年度実績

- ・日 程：令和8年1月8日(木)※業者委託点検日を除く
- ・点検要員：八尾土木事務所、本庁（河川室、事業調整室）、管内各市、河川ボランティア、恩智川水防事務組合
- ・体 制：5班体制で実施

昨年度健全度ランク2以上を現地にて確認し、点検後は所内判定会議により健全度を決定。

**健全度ランク3以上の箇所については、「計画的、優先的に対策を行う」方針のもと、所内での役割分担を明確にした。**

※危険度A、B以上の箇所はなく、**HPによる公表案件はありませんでした。**

## ●点検対象河川箇所図(対象：管内10河川)



①大川(0.8km) ②日下川(0.4km)  
③音川(2.2km) ④御神田川(0.6km)

⑤楠根川(3.2km) ⑥箕後川(0.9km)  
⑦平野川(6.8km) ⑧恩智川(4.1km)

⑨石川(1.2km)  
⑩原川(2.4km)

# 令和7年度河川施設点検結果(健全度ランク3以上:16箇所)

河川名	場所		状況	健全度 ランク	写真	河川名	場所		状況	健全度 ランク	写真
音川	東大阪市 東石切町 5丁目	左岸	護岸空洞化	3		楠根川	新家東橋	右岸	法面目地ずれ	3	
箕後川	八尾市 西高安町 5丁目	左岸	壁面鋼矢板 腐食	3		楠根川	新家東橋 上流27m	左岸	壁面鋼矢板 破損による漏水	3	
平野川	八尾市 西弓削町 1丁目	左岸	護岸の剥離、 損傷による河床 低下	3		楠根川	新家東橋 上流56m	右岸	護岸沈下	3	
平野川	柏原市 今町2丁目	右岸	土留め木柵の 腐食	3		楠根川	新家東橋 上流104 m	右岸	護岸の剥離、 損傷	3	
原川	柏原市 国分西 1丁目	右岸	護岸の剥離、 損傷による河床 低下	3		楠根川	無名橋 (No.27+ 47m) 上 流4m	右岸	護岸沈下	3	
楠根川	新家東橋 上流11m	左岸	壁面鋼矢板 腐食	3		楠根川	千歳橋 下流23m	右岸	護岸の剥離、 損傷	3	
楠根川	萱振橋 上流21m	左岸	法尻漏水	3		楠根川	萱振大橋 上流34m	右岸	護岸の剥離、 損傷(樋管株 欠損)	3	
楠根川	新家北ノ橋 上流20m	右岸	護岸沈下	3		楠根川	萱振大橋 上流28m	右岸	護床ブロック 沈下	3	

# 令和8年度 管内事業予定箇所

資料9

整備内容

(寝屋川南部地下河川関連事業は除く)

布施公園調節池事業

加納元町調節池(Ⅱ期)事業

加納元町調節池(Ⅰ期)事業

石切東谷砂防事業

引谷砂防事業

音川河川改修事業

楠根川河川更新事業

築田川砂防事業

黄色ハッチングは新規事業

樽堂谷第一支溪砂防事業

八尾土木事務所

寝屋川水系改修工営所

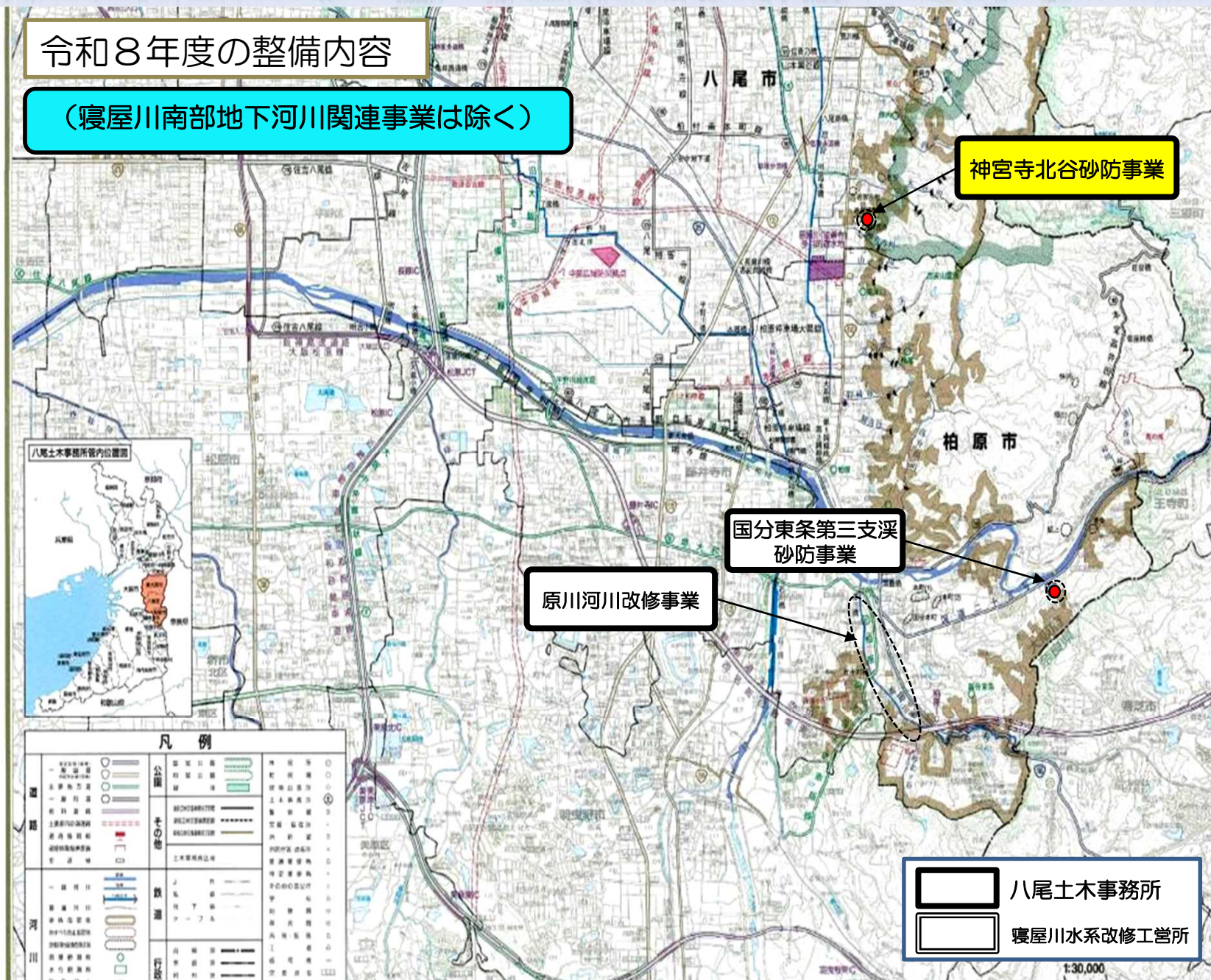
※下線付きは  
東部流域下水道事務所と合築事業

恩智川河川改修事業

# 管内治水施設の整備等に関する事項

令和8年度の整備内容

(寝屋川南部地下河川関連事業は除く)



# 管内治水施設の整備等に関する事項

寝屋川南部地下河川と  
下水道増補幹線の整備状況

## 【事業箇所】

- 枚岡河内中央増補幹線（第1工区）下水管渠築造工事
- 雨水ポンプ設備更新工事（雨水ポンプ予備化）小阪合PS、寺島PS（2ポンプ場）



**【本編】**

- 水防法及び気象業務法の法改正に伴う、防災気象情報の体系整理に関する追記
  - ✓ 新たな防災気象情報に伴う、名称の変更等(第5章)
    - 注意報・警報等の情報名に、避難行動に直結するレベル表記が付記。
    - 「警戒レベル4相当」の情報として、「レベル4危険警報」が新設。
    - 洪水注意報・警報が廃止。レベル5氾濫特別警報の新設など。
  - ✓ 氾濫通報制度の新設に伴う、氾濫発生水位の設定
    - 河川等の氾濫発生・氾濫切迫時における河川管理者等による通報が開始。(第10章)
    - 氾濫発生水位を記載(第5章第4節)
- 洪水浸水想定区域・内水浸水想定区域の指定状況を更新(第17章)
- 関係法令等改正(水防法・気象業務法その他関連法令、大阪府水防協議会条例)

**【資料編】**

- 各種付表を最新版に更新
  - ✓ 重要水防区域図(第1表)、ため池水防区域一覧(第2表)
  - ✓ 防潮扉箇所一覧(第5表)、主要貯水施設一覧表(第7表)
  - ✓ 水防資器材、水防要員表(第11表)、水位観測所の量水標の有無(第16表)
- 異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準を最新版に更新(第2図)
- 府所有緊急自動車一覧表を最新版に更新(第5図)
- 水防操作協定等等を現時点版に更新(水門操作協定書等)

## 【本編】

### ➤ 水防法及び気象業務法の法改正に伴う、防災気象情報の体系整理に関する追記

#### ✓ 新たな防災気象情報に伴う、名称の変更等(第5章)

- 注意報・警報等の情報名に、避難行動に直結するレベル表記が付記。(赤下線)
- 「警戒レベル4相当」の情報として、「レベル4危険警報」が新設(青色塗りつぶし)
- 洪水注意報・警報が廃止。レベル5氾濫特別警報の新設など

#### 令和8年5月まで

種 類		発表される 注意報・警報	発 表 基 準
水防活動の利用に 適合するもの	一般の利用に 適合するもの		
水防活動用 気象警報	気象警報	<u>大雨警報</u> (注2)	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合で、具体的には別紙1の条件に該当する場合である。
	気象特別警報	<u>大雨特別警報</u> (注4)	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。

#### 令和8年6月から

(警報以上)

種 類		発 表 基 準
水防活動の利用に適合するもの	一般の利用に適合するもの	
水防活動用 気象警報	<u>レベル3大雨警報</u>	大雨により重大な浸水害が発生するおそれがあると予想される場合で、具体的には別紙1-1のレベル3大雨警報の基準値に到達することが予想される場合である。
	<u>レベル4 大雨危険警報</u>	大雨により重大な浸水害が発生するおそれが大きいと予想される場合で、具体的には別紙1-3の対象格子において別紙1-1のレベル4大雨危険警報の基準値に到達することが予想される場合である。
	<u>レベル5 大雨特別警報</u>	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想される場合で、具体的には別紙1-1のレベル5大雨特別警報の基準値以上となる1km格子が概ね30個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合である。

## 【本編】

### ➤ 水防法及び気象業務法の法改正に伴う、防災気象情報の体系整理に関する追記

#### ✓ 新たな防災気象情報に伴う、名称の変更等(第5章)

- 注意報・警報等の情報名に、避難行動に直結するレベル表記が付記
- 「警戒レベル4相当」の情報として、「レベル4危険警報」が新設
- **洪水注意報・警報が廃止。レベル5氾濫特別警報の新設など**

### 令和8年5月まで

#### 第3節 国土交通省直轄河川の洪水予報

近畿地方整備局と大阪管区気象台は共同して洪水予報実施要領に基づき次の注意報及び警報の発表を行うものとする。また、大雨特別警報の警報等への切替時に、それ以降に河川氾濫の危険性が高くなると予測した場合には、臨時の洪水予報を発表する。それらの発表文例は、資料編の様式4-1~5号のとおりである。なお、連絡様式等は資料編の国土交通省直轄河川洪水予報実施要領を参照。

種 類	基 準
淀川、大和川下流、猪名川、桂川下流、木津川下流 氾濫注意情報 (洪水注意報)	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないとき。
淀川、大和川下流、猪名川、桂川下流、木津川下流 氾濫警戒情報 (洪水警報)	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）。
淀川、大和川下流、猪名川、桂川下流、木津川下流 氾濫危険情報 (洪水警報)	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超えさらに水位の上昇が見込まれるとき。
淀川、大和川下流、猪名川、桂川下流、木津川下流 氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているとき。

### 第3節 国土交通省直轄河川の洪水予報 令和8年6月から

近畿地方整備局と大阪管区気象台は共同して洪水予報実施要領に基づき次の注意報及び警報の発表を行うものとする。また、大雨特別警報の警報等への切替時に、それ以降に河川氾濫の危険性が高くなると予測した場合には、臨時の洪水予報を発表する。それらの発表文例は、資料編の様式4-1~5号のとおりである。なお、連絡様式等は資料編の国土交通省直轄河川洪水予報実施要領を参照。

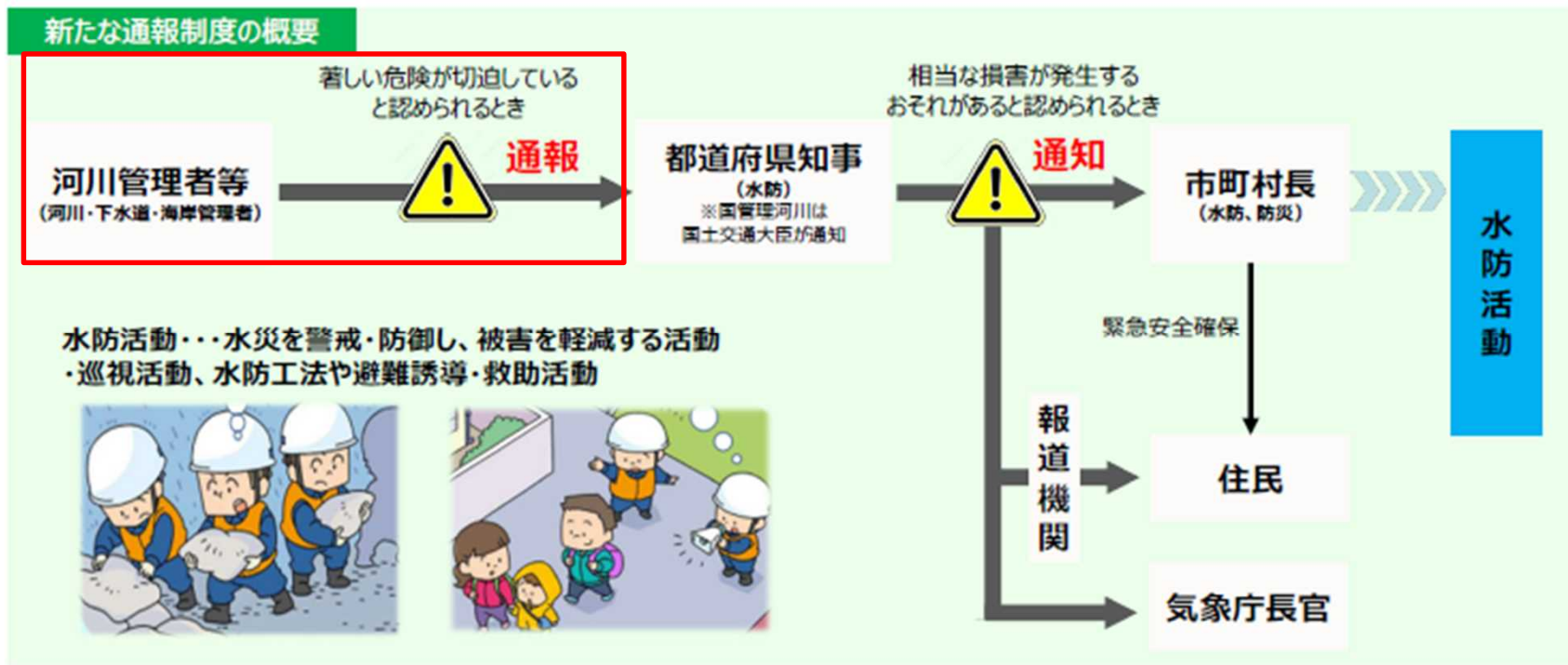
情 報 名	基 準
淀川、大和川下流、猪名川、桂川下流、木津川下流 レベル2 氾濫注意報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないとき。
淀川、大和川下流、猪名川、桂川下流、木津川下流 レベル3 氾濫警報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）。
淀川、大和川下流、猪名川、桂川下流、木津川下流 レベル4 氾濫危険警報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超えさらに水位の上昇が見込まれるとき。
淀川、大和川下流、猪名川、桂川下流、木津川下流 レベル5 氾濫特別警報/氾濫発生情報	氾濫が発生または氾濫発生水位に到達したとき、氾濫が継続しているとき。 ※レベル5 氾濫発生情報は、レベル5 氾濫特別警報と一体に発表。

## 【本編】

### ➤ 水防法及び気象業務法の法改正に伴う、防災気象情報の体系整理に関する追記

#### ✓ 氾濫通報制度の新設に伴う、氾濫発生水位の設定

- 河川等の氾濫発生・氾濫切迫時における河川管理者等による通報が開始。(第10章)
- 氾濫発生水位を記載(第5章第4節)



### 3. 氾濫・決壊・漏水等の通報の内容

### 第10章の3の記載内容

(1)、(2)の氾濫・決壊・漏水等の通報は、別添資料「氾濫・決壊・漏水等の通報にかかる運用指針」を踏まえ、次に示す基準及び対象施設・区域に対して行うこととする。なお、水災による被災の危険があるにもかかわらず巡視等の実施を行うなど、河川管理者に網羅的な把握を行うことを求めるものではないこととする。

# 令和8年度 大阪府水防計画 改定概要【本編】

## ✓ 氾濫通報制度の新設に伴う、氾濫発生水位の設定

- 河川等の氾濫発生・氾濫切迫時における河川管理者等による通報が開始(第10章)
- 氾濫発生水位を記載(第5章第4節)

1. 対象河川 ※表の各水位は寝屋川流域においては、大阪湾最低潮位 [O.P.]、それ以外は量水標水位を示す。

発表単位	河川名	延長(km)	基準点	氾濫注意水位(m)	避難判断水位(m)	氾濫危険水位(m)	氾濫発生水位(m)
神崎川・安威川	神崎川	8.3	三国	3.80	4.85	5.00	5.82
	安威川	15.6	千歳橋	3.25	4.25	4.55	4.91
寝屋川流域※	寝屋川	16.0	京橋	3.00	3.20	3.30	4.40
			寝屋川治水緑地	4.20	5.35	5.45	6.45
	第二寝屋川	11.6	昭明橋	3.40	4.40	4.55	5.00
	恩智川	15.5	住道	3.90	4.40	4.70	5.40
			恩智川治水緑地	7.05	7.20	7.35	7.60
	平野川	17.4	剣橋	3.30	4.00	4.15	4.50
			太子橋	9.76	10.90	11.00	11.50
	平野川分水路	6.7	今里大橋	3.30	3.40	3.50	4.85
古川	7.4	桑才	3.20	3.30	3.40	3.80	
楠根川	3.2	萱振大橋	6.74	8.00	8.05	8.45	
石川	18.5	玉手橋	3.90	4.60	4.80	5.58	
		金剛大橋	2.00	2.20	2.40	2.54	
大津川・横尾川	大津川	2.6	川中橋	1.75	1.90	2.20	3.34
	横尾川	15.1					
牛滝川	7.3	山直橋	1.25	2.20	2.30	2.77	

### 第1章総則の文言

2.2. 氾濫発生水位（氾濫開始水位）  
 洪水により相当の家屋浸水等の被害が生じる氾濫の発生する水位（堤防天端高（又は背後地盤高））をいう。市町村長の緊急安全確保措置の発令判断の目安となる水位である。これまでの「氾濫する可能性のある水位」の名称を変更したものである。

## 【本編】

### ➤ 洪水浸水想定区域・内水浸水想定区域の指定状況を更新(第17章)

①「第17章第1節 洪水浸水想定区域の指定状況」に、R7年度に指定された市管理河川を追加

市管理河川

水系名	河川名	浸水想定区域 指定年月日	想定 最大	浸水想定区域 公表HPアドレス	関係市町村
淀川	東横堀川	R8.3.25	○	<a href="https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000675084.html">https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000675084.html</a>	大阪市
大和川	狭間川	R7.9.9	○	<a href="https://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/doro/doboku/kasensuiro/shinsouzu.html">https://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/doro/doboku/kasensuiro/shinsouzu.html</a>	堺市
内川	内川	R7.9.9	○		
	土居川	R7.9.9	○		
	内川放水路	R7.9.9	○		

②「第17章第2節 内水浸水想定区域の指定状況」に、R7年度に指定された24市町を追加

市町村名	浸水想定区域指 定年月日	市町村名	浸水想定区域指 定年月日
箕面市	R8.3.31	柏原市	R7.8.18
池田市	R8.3.31	藤井寺市	R8.3.31
豊中市	R6.4.1	羽曳野市	R8.3.1
豊能町	R7.3.27	富田林市	R6.7.1
吹田市	R8.2.26	河内長野市	R6.8.21
茨木市	R7.5.23	太子町	R7.4.1
摂津市	R7.1.22	河南町	R7.9.4
島本町	R7.5.30	高石市	R8.2.5
枚方市	R8.3.31	泉大津市	R8.1.20
寝屋川市	R8.3.19	岸和田市	R8.2.6
門真市	R8.3.1	貝塚市	R8.1.5
四條畷市	R7.4.8	阪南市	R8.3.31
大東市	R7.5.16	東大阪市	R7.10.1
交野市	R7.4.18	八尾市	R7.6.20

## 【本編】

### ➤ 関係法令等改正(水防法・気象業務法その他関連法令、大阪府水防協議会条例)

#### ①水防法・気象業務法が令和7年12月に法改正されたことに伴う、水防法及び気象業務法の改定

##### 1. 水防法

(昭和24年6月4日法律第193号)

最終改正：令和7年12月12日法律第86号

##### 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

##### 2. 気象業務法 [抄]

(昭和27年6月2日法律第165号)

最終改正：令和7年12月12日法律第86号

##### 目次

第一章 総則 (第一条—第三条)

第二章 観測 (第四条—第十二条)

第三章 予報及び警報 (第十三条—第二十四条)

第三章の二 気象予報士 (第二十四条の二—第二十四条の二十七)

第三章の三 民間気象業務支援センター (第二十四条の二十八—第二十四条の三十三)

#### ②大阪府附属機関条例における報酬額の改定に伴う、大阪府水防協議会条例における報酬の改定

##### 4. 大阪府水防協議会条例

本府議会の議決を経て水防法第8条第1項の規定に基づく大阪府水防協議会条例を次のように定める。

平成12年3月31日

大阪府知事 齊藤房江

大阪府条例第37号

大阪府水防協議会条例

最終改正：令和 八年 三月 二十九日条例第 五 号

(幹事)

第五条 協議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員を補佐する。

(報酬)

第六条 委員の報酬の額は日額一万八千円とし、幹事の報酬の額は日額一万五千二百円とする。

2 前項の報酬は、出席日数に応じて、その都度支給する。

- **各種付表を最新版に更新**
  - ✓ 重要水防区域図(第1表)、ため池水防区域(第2表)
  - ✓ 防潮扉箇所一覧(第5表)、主要貯水施設一覧表(第7表)
  - ✓ 水防資器材、水防要員表(第11表)、水位観測所の量水標の有無(第16表)
- **異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準を最新版に更新(第2図)**
- **府所有緊急自動車一覧表を最新版に更新(第5図)**
- **水防操作協定等を現時点版に更新(水門操作協定書等)**

# おおさかタイムライン防災プロジェクト



## タイムラインとは

流域治水の一環である「逃げる」施策は、災害時には重要な事項の1つであり、これまでも押し進めてきたところ。タイムラインもその1つで、大規模な災害から住民の命を守り、被害を最小化することを目的に防災関係機関が連携して災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、「いつ」「誰が」「何をするか」に着目して防災行動とその実施主体を時系列に整理したものである。

## プロジェクトの概要

大阪府では、タイムラインを以下の3つに分類し、先行取り組み（リーディングプロジェクト）を実施。これらの先行事例をモデルとして、洪水や土砂災害、高潮災害など様々なハザードを対象に、国や市町村と連携し大阪府全域にタイムラインの作成と活用を拡げていく、「おおさかタイムライン防災プロジェクト」を進めている。

**広域タイムライン 5/5地域** <寝屋川流域、神崎川流域、安威川流域、南河内地域、大津川流域、大阪湾（泉州）高潮>

比較的大きな流域を対象として、行政機関に加え、ライフライン事業者、鉄道事業者など多くの防災機関の防災行動を記載したもの。国や府が主体となって関係する防災機関とともに作成。

**市町村タイムライン 42/43市町村**

一つの市町村を対象として、市町村の各部署の防災行動を記載したもの。市町村の各部署が参画し、作成。

**コミュニティ（地域）タイムライン 28市町村、202地区**

自治会などの小さな区域を対象として、住民や自主防災組織などが行う防災行動を記載したもの。市町村と地域住民がリスクコミュニケーションを図りながら作成。

R7は16地区策定（R8.1末時点）

<マイタイムライン> 3つのタイムラインを進めるとともに、特にコミュニティタイムライン作成済みの地域については、国の推進する“マイタイムライン”についても関係部局と協力の上、推進していく。

## 課題と対応

タイムライン分類	課題	対応
広域	<ul style="list-style-type: none"> <li>●タイムラインを活用した訓練の実施</li> <li>●タイムラインの改善</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●全てのタイムラインで訓練を実施</li> <li>●実際の水害対応を踏まえ、改善を実施</li> </ul>
市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>●全市町村でのタイムライン作成</li> <li>●タイムラインの活用、改善</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市町村への作成の働きかけ、支援</li> <li>●実際の水害時の活用、ふりかえり、改善を実施</li> </ul>
コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地区数が多く作成が十分に進んでいない</li> <li>●地域のモチベーションや担い手不足</li> <li>●優先的に作成の対象とするリスク（土砂・洪水）の明確化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事例集の活用等により横展開</li> <li>●イベントや訓練等での周知、講師等の派遣支援</li> <li>●地区単位ハザードマップ作成済地域での作成促進</li> </ul>

## これまでの取組

キックオフ

平成29年3月  
おおさかタイムライン防災プロジェクトシンポジウム



神崎川流域

令和3年9月策定・運用開始  
実績：4回 ※訓練未実施

リーディングプロジェクト

貝塚市旭地区  
高潮タイムライン

平成29年3月  
策定・運用開始



大阪湾沿岸  
（泉州）高潮

令和2年8月策定・運用開始  
実績：9回 改訂：3回

令和8年4月 河川整備課 計画グループ

資料11

安威川流域

令和元年9月策定・運用開始  
実績：8回 改訂：3回

リーディングプロジェクト

寝屋川流域

平成30年8月策定・運用開始  
実績：16回 改訂：6回



南河内地域  
（石川流域外）

令和2年3月策定・運用開始  
実績：5回

リーディングプロジェクト

河南町  
土砂災害タイムライン

平成30年6月  
策定・運用開始



## 令和8年度の取組

- <広域タイムライン> 訓練未実施の1流域において訓練を実施/振り返り・改善を実施
- <市町村タイムライン> 未作成1市の早期完成/策定済みの市町村は振り返り・改善を実施
- <コミュニティタイムライン> 未作成の市町における作成を目標とし、府は引き続き支援を実施
  - ⇒土砂災害は、洪水と比較してリスクの範囲が限定されることから、**地域単位で避難計画を作成することが有効**
  - ⇒**地区単位ハザードマップ（HM）作成済の地域**に対し、実際の運用や訓練を行った際にタイムラインの作成を促す等、重点的に作成の取組を拡げていく。



コミュニティタイムライン作成状況



# 令和8年度 大阪府の取組について

## コミュニティタイムライン策定を支援する講習会

### 【課題】

- ・地域タイムライン作成支援の中心となる市町村の**防災担当職員の人員不足等**
- ・専門知識を有した方の意見を伺うことによる**防災担当職員の説得力や意識向上**

### 【講習会概要】

- 対象：防災担当職員や地元自治会長等
- 講習内容（例）：
  - 講義）タイムライン(意義・効果／作成方法等) 1時間
  - 流域治水/水害等リスク/防災気象情報/
  - 演習）グループ毎のタイムライン作成 2時間

<令和7年度の取組み>

岸和田市内（R7.8.25）、大阪市内（R7.8.29）において、近畿建設協会の協力のもと、作成支援の講習会を実施



グループワーク状況



検討内容の発表・タイムライン作成

講習会の様子  
(岸和田市内)

## 全市町村で1つのコミュニティタイムライン作成を促進

## コミュニティタイムライン策定支援

### ★市町村の困りごとをヒアリング★

#### 【策定に向け希望する支援】

- ・地域に配布できるひな形や説明資料の提供
- ・出前講座の支援
- ・地域TL作成に資する情報提供
- ・タイムライン作成にかかる経費支援 等々



◆動画やワークシート（ひな形）などをまとめた**DVD**を府内全市町村へ配布しています！



タイムラインの策定・見直し、住民への普及啓発を対象とした支援措置

緊急防災・減災事業（特別交付税）	
内容	・市町村によるタイムライン策定・見直しに要する経費 ・住民に対するタイムラインの普及啓発経費 ※東日本大震災を教訓として実施する地方単独事業の非償債経費に限る。
対象	地方公共団体
備考	令和7年度まで

消防庁  
国民保護・防災部防災課長

◆ホームページから、だれでも視聴可能です！

■詳しくは、ホームページをご覧ください。

おおさか タイムライン で検索



◆コミュニティタイムライン総括表のひな形もダウンロード可能です！